

令和7年度
留守家庭児童指導室



入室申込のてびき

令和6年10月発行

蕨市役所 健康福祉部子ども未来課保育係

〒335-8501

蕨市中央5丁目14番15号

TEL 048-433-7758（直通）



1. 留守家庭児童指導室とは

小学校に就学している児童で、放課後などに保護者の就労等により保育が受けられない児童の健全な育成を図るため、生活指導を行うことを目的としています。児童が安心して生活できる居場所として、適切な遊びおよび生活の場を提供し、家庭や地域との連携の下、児童の健全育成を図ってまいります。

(1) 保育時間

開室日	保育時間	延長保育
小学校の授業日	午後1時から午後6時	午後6時から午後7時
小学校の休業日 春・夏・冬休み等	午前8時から午後6時	※要事前申込み
	午前8時から午後6時	なし

※延長保育の利用を希望する方は、事前に「蕨市留守家庭児童指導室延長保育利用申込書」を提出し、利用承諾を受ける必要があります。突発的な残業等による利用はできません。

※小学校の短縮授業の時などは開始時間が変更となる場合があります。

(2) 休室日

- ・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- ・感染防止等のための学級閉鎖や学校閉鎖、災害等により休室が必要なとき

2. 入室の対象となる児童

入室の対象となる児童は、原則として、放課後に保護者が次のいずれかの事情により保育に欠けることが常態で、市内に住所を有する小学校1年生から6年生までの児童となります。

なお、著しく心身に障害のある児童や病気その他の理由により保育に適さない児童は入室することができません。

※「常態」とは、1日実働4時間以上かつ週（月曜日～土曜日のうち）4日以上放課後の保育に欠ける状態をいいます。

※育児休業中は留守家庭児童指導室を利用できません。ただし、入室月中に復職する場合は申込みができます。

No.	保育に欠ける事由	
1	就 労	居宅外で就労のため、放課後に児童の保育に欠ける
		居宅内で家事以外の労働のため、放課後に児童の保育に欠ける
2	就 学	就学のため、放課後に児童の保育に欠ける
3	出 産	産前・産後（出産予定日の前6週（多胎児は14週）の属する月の初日から、出産日から起算して8週を経過する日の翌日の属する月の月末）のため、放課後に児童の保育に欠ける
4	病 気	病気又は負傷により、放課後に児童の保育に欠ける
	障 害	心身に障害を有しているため、放課後に児童の保育に欠ける
	看護・介護	親族を常時看護・介護するため、放課後に児童の保育に欠ける
5	災 害	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたるため、放課後に児童の保育に欠ける
6	そ の 他	児童の家庭環境・交友関係の問題から、指導室で児童の保育を要する
7	求 職 中	求職活動のため、放課後に児童の保育に欠ける

3. 申込みに必要な書類

※入室申込みには、児童1人につき1部ずつの書類が必要です。

※就労証明書、診断書、在学証明書、戸籍全部事項証明書、戸籍届出受理証明書は、申込日の3か月以内に発行されたものに限ります。

I. 全ての方に、提出が必要な書類

- (1) 入室申込書
- (2) 蕨市留守家庭児童指導室災害時引き渡しカード
- (3) 留守家庭児童指導室児童票
- (4) 保育に欠ける理由を証明する書類

事由	保育に欠ける理由を証明する書類	対象者
就労	外勤の方：就労証明書（蕨市指定様式） 事業主の方： ・就労証明書（蕨市指定様式） ・開業届・営業許可書・請負契約書・受注書等の事業を継続して実施していることがわかる書類（コピー可） ・就労時間の実績が客観的にわかる書類（コピー可）	保護者および同居の方全員（65歳以上、就学中の兄弟姉妹除く）
就学	・在学（入学）証明書（コピー可） ・カリキュラム等（保育の必要性が客観的にわかる書類）	※住民票上は別世帯でも同居している場合（二世帯住宅にお住いの場合等）は必要となります。 ※保護者には事実婚の方も含みます。
出産	母子健康手帳のコピー（保護者氏名、出産予定日記載欄）	
病気	診断書（コピー可）	
障害	障害者手帳の写しまたは、診断書（コピー可）	
看護・介護	介護認定書等の写しまたは、診断書（コピー可）	
災害	り災証明書の写し（市民課発行）	
その他	子ども未来課保育係へご相談ください。	
求職中	誓約書（蕨市指定様式）	

※診断書は保護者の方が家庭で保育できない旨と治療に要する期間の記載が必要です。

※同時に2人以上申込む場合、1人は原本、他の児童はコピーでも申込みが可能です。

II. 該当の方に、提出が必要な書類

- (1) ひとり親の場合 ※現に、同居している場合はひとり親とは認められません。
 - ・戸籍全部事項証明書（コピー可）
 - ・戸籍届出受理証明書（離婚、死別等の記載のあるもの）（コピー可）
 - ・児童扶養手当証書の写し
 - ・離婚調停中等である証明書（家庭裁判所における事件係属証明書）（コピー可）等のいずれか

(2) 障害児の場合

- ・障害者手帳等の写しまたは、診断書（コピー可）

(3) 蕨市で市町村民税を把握できない場合

該当項目	提出書類	備考
令和6年1月1日蕨市に住民票がなかった方	令和6年度市町村民税(非)課税証明書	令和7年8月入室申込まで
令和7年1月1日蕨市に住民票がなかった方	令和7年度市町村民税(非)課税証明書	令和7年9月入室申込から

※生計を一にする同居の祖父母等（家計の主宰者である場合に限る）の分も必要です。

※提出がない場合、選考で不利になることがあります。また、保育料が最高額のB7階層となります。

III. 希望者の方に提出が必要な書類

- (1) 蕨市留守家庭児童指導室延長保育利用申込書 ※午後6時以降の保育希望者のみ
- ・延長保育の承諾時間は就労証明書に記載されている時間(残業時間含む)および通勤時間とします。
- ※延長保育を利用する場合は、事前に当該申込書を子ども未来課または、在籍指導室に提出し、利用承諾を受ける必要があります。
- ※突発的な残業等による利用はできません。
- ※就労証明書の備考欄に、残業時間の記載が必要です。

(2) 引っ越し予定の方

- ・賃貸借契約書・売買契約書等、利用希望月前に蕨市に転入することが分かる書類のコピー

4. 入室申込みにおける注意事項

- ・申込みは先着順ではありません。
- ・申込書類等の記載事項に虚偽があった場合は、申込みが無効となります。
- ・不備や、不足書類がある場合、受け付けることができません。
- ・希望指導室の変更は、申込み締切日までは窓口、お電話にて受け付けできます。
- ・申込みの取り下げや、内定を辞退する場合は、窓口、お電話にて受け付けできますので、速やかにご連絡ください。
- ・留守家庭児童指導室（公設公営および公設民営）と民間留守家庭児童指導室の両方をお申込みいただくことは可能ですが、両方とも入室を承諾された場合は、速やかにどちらか一方を辞退してください。同時に両方に在籍することはできません。
- ・必要に応じて、追加資料等を提出していただく場合や、不明な点がある場合は自宅や勤務先等へ確認させていただくことがありますのでご了承ください。

【夏休み期間中の利用申込みについて】

各指導室の定員に空きがあるなど受け入れ可能な状況であれば、夏休み期間中のみの受け入れもしています。なお、保育料は日割りできません。

入室対象者：

- (1) 夏休み初日から入室希望……令和7年4月11日（金）～令和7年6月10日（火）締切
(2) 8月のみ入室希望………令和7年5月12日（月）～令和7年7月10日（木）締切

※夏休み期間中のみの申込みの場合、求職中の方はお申込みができません。

※夏休み期間中のみの利用を希望するにもかかわらず、4月入室申込みをして、夏休みまで、休室届を出す方が見受けられますが、そのような申込みは選考に支障をきたし、公平性を欠くことから、厳に慎んでください。

5. 申込受付

- ・場所：蕨市役所子ども未来課保育係（郵送やメールによる受付はしておりません。）
- ・時間：午前8時30分から午後5時15分（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）

入室希望月	申込み期間（申込締切日）
4月入室	令和6年10月15日（火）～令和6年12月13日（金）
5月入室	令和6年12月16日（月）～令和7年4月10日（木）
6月入室	令和7年3月11日（火）～令和7年5月9日（金）
7月入室	令和7年4月11日（金）～令和7年6月10日（火）
8月入室	令和7年5月12日（月）～令和7年7月10日（木）
9月入室	令和7年6月11日（水）～令和7年8月8日（金）
10月入室	令和7年7月11日（金）～令和7年9月10日（水）
11月入室	令和7年8月12日（火）～令和7年10月10日（金）
12月入室	令和7年9月11日（木）～令和7年11月10日（月）

※1～3月の入室受付は原則、行いません。転入等、特段の事情がある方は、子ども未来課保育係へご相談ください。

6. 入室等の選考について

入室および継続の可否については、保育の必要性の度合いを下記の「選考基準表」により指数化し、指数の合計点の高い方から入室および継続利用を決定します。指数が同点の場合は、別に定める「同点の場合の選考基準表」に基づき選考します。

選考により入室および継続利用が可能となった場合、どの指導室に在籍するかについては、希望の指導室や学年のバランス等を考慮するとともに、兄弟姉妹が同指導室となるようできる限り配慮し、内定していきます。しかし、定員を大幅に超えた指導室や学年のバランスが悪い地区については、住所等に基づき、在籍する指導室を内定させていただきます。そのため、新規申込者が第1希望の指導室にならない場合や、継続申込者が希望せずに転室となる場合がありますが、何卒ご了承くださいようお願いいたします。

〈選考基準表〉

項目	指数	項目	指数
小学1年生	50	ひとり親家庭等	5
小学2年生	40	児童福祉の観点から社会的養護が必要な場合	5～50
小学3年生	30	継続児童	2
小学4年生	20	放課後に同居の親族等（65歳未満）が家にいる場合	-2
小学5年生	10	保育園保育料、公立保育園給食費、留守家庭児童保育料の滞納がある場合（兄弟姉妹含む）	滞納月×-2
小学6年生	5	特定の指導室のみを希望している場合 例：南小学校に在籍している場合に南町地区A館、南町地区C館のみ申込書の希望する留守家庭児童指導室の欄にご記入いただいた場合。	-10

〈選考の流れ〉

- ①選考基準表、同点の場合の選考基準表に基づき入室可能者を選考します。
- ②小学校区ごとに、一旦、第1希望の指導室に割り振りを行い、学年ごとのバランスを確認します。(児童台帳の「希望内ならどこでも可(丸をつける)」に○をした場合、どの指導室も第1希望として扱います。)
その結果、同地区内のすべての指導室が定員を超える、かつ、学年のバランスが良い場合は、その地区の選考を終了とします。
- ③地区内の指導室の1つでも定員を超えた場合や学年のバランスが悪い場合は、指導室と自宅との位置関係等に基づき在籍する室を決定します。
(児童台帳の「入室を希望する留守家庭児童指導室」に特定の指導室のみを記入した方でも、③の結果、希望していない室にご案内する場合があります。)
※学年ごとに在籍する指導室を調整しているため、同一居住地であっても、異なる指導室になる場合があります。
※5~12月の入室の選考については、指導室ごとの在籍児童数等の状況に基づき、新規申込者について選考基準表を用いて選考します。同じ地区で複数の指導室に空きがある場合は、住所や学年のバランスに基づき在籍する指導室を決定します。
※転室については、事情等を考慮する場合があります。

7. 保育料

- ・保育料は市町村民税額所得割額により決定します。
- ・保育料の納入については、原則「口座振替」をお願いします。保育料の通知が届いたら、速やかに口座振替依頼書を金融機関へ提出し、手続きを行ってください。

○4月~8月の保育料……令和6年度市町村民税額(令和5年1月~12月収入)で算定
○9月~翌3月の保育料……令和7年度市町村民税額(令和6年1月~12月収入)で算定

〈保育料基準表〉

階層	定義		保育料
A	生活保護法等による被保護世帯・市町村民税非課税世帯		0円
B 1	A階層を除き 市町村民税所 得割額が次の 区分に該当す る世帯	48,600円未満	1,000円
B 2		48,600円以上57,600円未満	1,500円
B 3		57,600円以上66,600円未満	2,000円
B 4		66,600円以上84,600円未満	2,500円
B 5		84,600円以上102,600円未満	3,000円
B 6		102,600円以上121,100円未満	3,500円
B 7		121,100円以上	4,000円

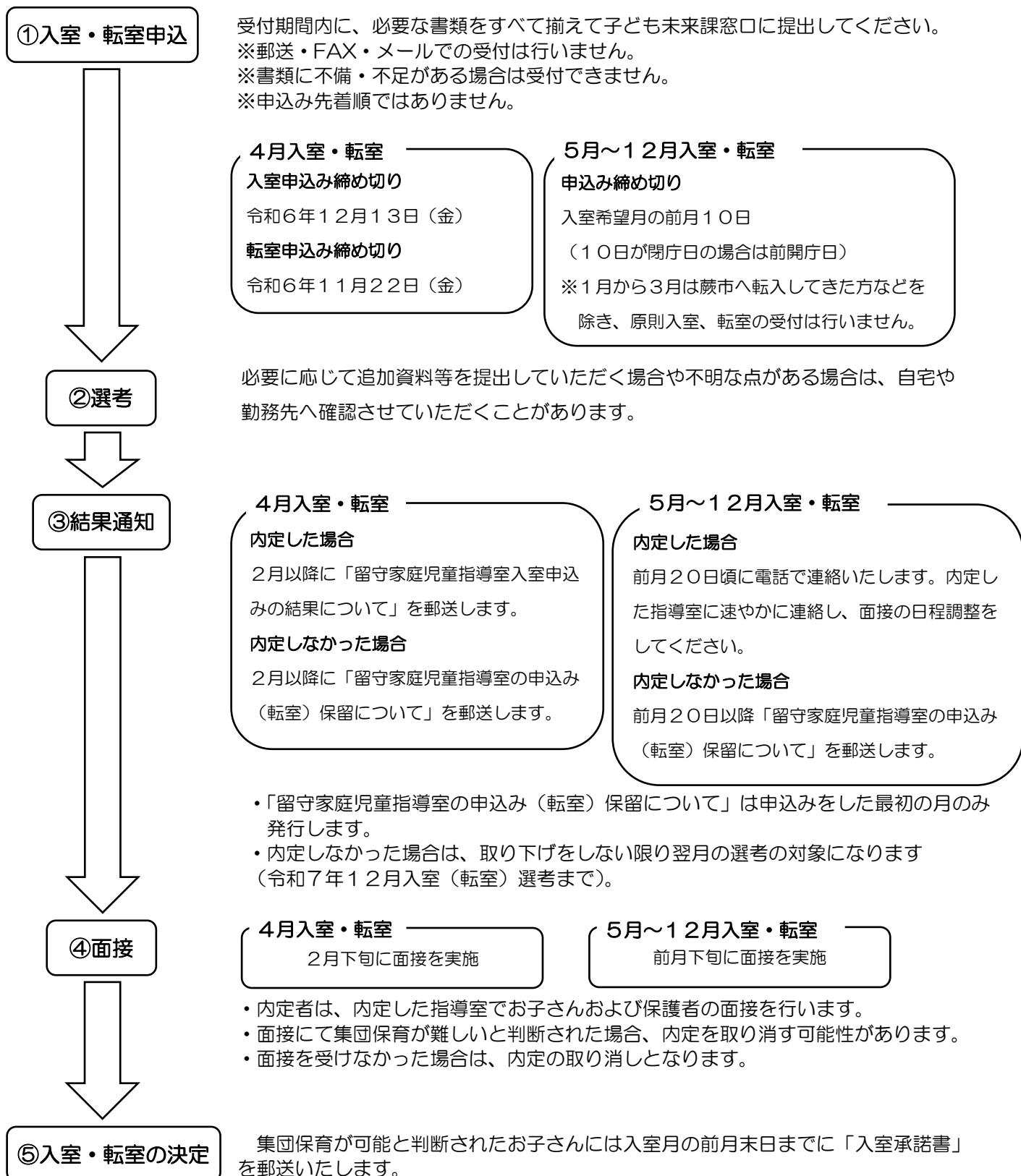
備考

1. 児童の属する世帯の階層の認定については、その児童を監護している父母およびそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る)全ての課税額の合計額により行います。
2. 市町村民税の額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除等を控除する前の額です。
3. 世帯の階層区分の認定に際し、当該世帯の責に帰すべき事由により認定することができない場合は、当該世帯についてはB7階層にあるものとみなします。

8. おやつ代

指導室では、おやつを出しており、保育料とは別におやつ代を徴収しております。
指導室ごとに月額1,500円から2,000円までの範囲で定めております。

9. 申込みから、入室・転室承諾までの流れ



10. 入室後の注意事項

【登降室の際の注意事項】

- ・学校から指導室までは、児童のみで移動し、登室します。学校から指導室までの道順を事前に親子で確認しておいてください。
- ・学校が終わった後、塾や習い事に行ってから登室することはできません。ただし、放課後子ども教室など在籍する小学校で行われる行事等に参加した後に登室することは可能です。
- ・指導室は、保護者が就労等により放課後に保育できない児童を対象に、指導員が保護者に代わり、遊びや生活指導を行うところです。集団での生活となるため、いろいろな約束事やルールがあります。これらを守れない児童には、指導員から注意や指導を行い、保護者の方にも状況をお伝えいたしますので、ご理解とご協力をお願いします
- ・開室時間は午後6時（延長利用者は午後7時）までです。事前にお迎え時間を指導員に伝え、時間を守りお迎えに来てください。
- ・ひとり帰り届を提出した方は、ひとり帰りができますが、帰宅時間は日没の時間等を考慮し、指導員と相談して決定してください。

【保護者からの連絡】

- ・担任の先生に指導室に入室していることを必ず伝えてください。学校からの帰りが遅い場合は、指導員が担任へ問い合わせをすることがあります。
- ・発熱等、体調不良の場合は、登室をご遠慮ください（学校で体調不良になった場合も含む）。欠席の場合、保護者から指導室へ必ず連絡をしてください。くれぐれも無断欠席することの無いようにしてください。
- ・放課後子ども教室に参加後、指導室に登室する場合は、事前に指導室へ連絡してください。

【指導室からの連絡】

- ・児童が保育中に発熱などの体調不良やけがをした場合は、電話等でご連絡しますので、早めのお迎えをお願いします。

【退室となる場合】

- ・保護者が育児休業を取得することになった場合など保育に欠ける事由に該当しなくなった場合は、その月の末日で退室となります。
- ・育児休業復帰予定で申込みをしたにもかかわらず、入室月中に復帰しなかった場合は、その月の末日で退室となります。
- ・指導室を1日も利用しない月が連續して3ヶ月を超えた場合は、保育の必要性がないものとして退室となります。

例：5月1日から8月1日までに、1日も登室しない場合、7月末日で退室となります。

【継続の申込み】

- ・入室承諾期間はその年の年度末までとなります。翌年度も在籍を希望する場合は、秋頃に送付する継続書類の提出が必要です。

【各種届出】

- ・主な提出書類 (用紙は提出先、ホームページにて配布しています。)

書類名	締め切り日	備考	提出先
関係届 ※保育に欠ける事由や内容が変更された場合は証明書類を添付してください。	変更後、速やかに	・住所、氏名、世帯変更、保育に欠ける事由・内容等に変更がありましたら提出してください。	
休室届	休室希望月の前月末日	<ul style="list-style-type: none"> ・1か月のうち1日も登室しない場合に提出することができます。 ・「休室届」が出された月は、保育料がかかりません。 <p>※1か月間1日も登室がなかった場合でも「休室届」を提出しないければ、保育料がかかります。</p> <p>※入室月からの「休室届」は原則受付できません。</p>	子ども未来 課窓口 または
退室届	退室希望月の末日	※「退室届」が提出されない場合、指導室の利用がなくとも保育料がかかります。	在籍の留守家庭児童指導室
転室届	前月の10日 ※10日が閉庁日の場合は前開庁日	※転室を確約するものではありません。	
蕨市留守家庭児童指導室延長保育利用申込書	原則、開始希望日の14日前まで	<ul style="list-style-type: none"> ・午後6時から午後7時まで ・延長保育は、原則ひとり帰りはできません。 ・延長保育の利用承諾を受けてから延長利用が可能となります。 	
ひとり帰り届	事前に	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に提出してください。 <p>※提出がない場合はひとり帰りすることはできません。</p>	在籍の留守家庭児童指導室

11. 蕨市留守家庭児童指導室一覧（公設）

NO.	名称	所在地・電話番号	定員	主な学校	運営
1	中央地区 (A館)	中央4-9-22 福祉・児童センター内 048(446)8061	40人	中央小	直営
2	中央地区 (B館)	中央6-8-25 中央小学校内 048(446)5251	30人	中央小	委託 NPO 法人エリア・プロデュース・システム
3	南町地区 (A館)	南町2-21-2 交流アリーナさくら内 048(432)7601	40人	南小	直営
4	南町地区 (B館)	南町2-23-19 南町コミュニティセンター内 048(443)0271	40人	南小	委託 NPO 法人三楽
5	南町地区 (C館)	南町1-36-6 南小学校内 048(446)1881	30人	南小	委託 NPO 法人エリア・プロデュース・システム
6	塚越地区 (A館)	塚越3-19-13 塚越コミュニティセンター内 048(433)1260	50人	塚越小	直営
7	塚越地区 (B館)	塚越5-7-15 048(433)7610	40人	塚越小	委託 NPO 法人子ども支援ホーム
8	錦町地区 (A館)	錦町2-15-23 錦町児童館内 048(431)8171	40人	西小	直営
9	錦町地区 (B館)	錦町5-11-30 西小学校内 048(445)6543	30人	西小	委託 NPO 法人エリア・プロデュース・システム
10	中央東地区 (A館)	中央7-21-5 1階 048(432)7581	40人	中央東小	委託 NPO 法人エリア・プロデュース・システム
11	中央東地区 (B館)	中央7-21-5 2階 048(432)7583	40人	中央東小	委託 NPO 法人エリア・プロデュース・システム
12	塚越東地区 (A館)	塚越2-11-8 塚越児童館内 048(431)5080	40人	東小	直営
13	塚越東地区 (B館)	塚越3-10-36 東小学校内 048(444)5577	30人	東小	委託 NPO 法人エリア・プロデュース・システム
14	北町地区 (A館)	北町2-11-33 1階 048(442)9215	40人	北小	直営
15	北町地区 (B館)	北町2-11-6 北小学校体育館内 048(445)6966	35人	北小	直営
16	北町地区 (C館)	北町2-11-33 2階 048(442)9217	40人	北小	委託 NPO 法人子ども支援ホーム

12. 公設留守家庭児童指導室以外の預かり先

※子ども未来課での申込みはできません

(1) 民間留守家庭児童指導室（民設民営） ※蕨市が運営のために補助金を交付しています。

【問合せ先】 NPO法人 三楽 事務局 048(778)7783

【開室時間】 平日 放課後から午後6時30分

土曜日 午前8時から午後6時30分

学校休業日 午前8時から午後6時30分

延長保育 午前7時から午前8時 午後6時30分から午後8時

【保育料】 4,000円／月（所得に応じた減免）

【延長保育料】 朝／夕 各2,000円／月（登録制）

【おやつ代】 2,000円／月

NO.	名称	所在地・電話番号	定員	主な学校
1	キッズクラブ蕨中央	蕨市中央7-14-3 1階 048(432)6900	40人	南小 中央東小
2	キッズクラブ塚越	蕨市塚越7-21-8 1階 048(299)2848	40人	塚越小
3	キッズクラブ北町	蕨市北町3-3-5 1階 048(299)4044	40人	北小
4	キッズクラブ蕨	蕨市中央1-11-1 2階 048(229)1455	40人	中央小 中央東小
5	キッズクラブわらび西	蕨市錦町5-7-4 048(229)2349	30人	西小
6	キッズクラブわらび東 ※令和7年4月開室	蕨市塚越2-10-16 1階 準備中	40人	東小

(2) わらびファミリー・サポート・センター

ちょっとの時間子どもを預かってほしい時や、指導室への送迎をお願いしたい時などご相談ください。

【問合せおよび申込先】 わらびファミリー・サポート・センター

社会福祉法人 蕨市社会福祉協議会 048(443)1800

蕨市錦町3-3-27（蕨市総合社会福祉センター 2階）

(3) 病児保育室「にじのへや」

「子どもの体調が悪いけれど仕事を休めない・・・」「近くに頼れる人がいない・・・」「熱は下がったけど咳と鼻水ができるから集団生活が心配・・・」そんな時はぜひ「にじのへや」にご相談ください。

【問合せ先】 病児保育室 にじのへや 048(280)6180

蕨市中央3-19-8富双ビル1階（保育ルームフェリーチェ蕨Ⅱ園）